

申告期限延長後の 確定申告会場のご案内

場所 **ビエント高崎 エクセルホール**

高崎市問屋町2丁目7番地

期間 **令和2年4月7日(火)まで**

※土日祝日を除きます

受付時間 **午前9時から午後4時まで**

(混雑状況等により受付を早めに締め切る場合があります。)

- 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限が令和2年4月16日(木)まで延長されたことに伴い、引き続き「ビエント高崎会場」での申告相談を上記のとおり行います。(「ビエント高崎会場」設置期間中は高崎税務署庁舎では申告相談を行っておりません。)

なお、令和2年4月8日(水)からは、高崎税務署(高崎市東町134-12高崎地方合同庁舎)で申告相談を行います。

※受付時間 午前9時から午後4時まで

(混雑状況等により受付を早めに締め切る場合があります。)

※土日祝日を除きます

- 令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することができます。

< お 願 い >

「ビエント高崎会場」設置期間以外は、高崎税務署内の仮設会場で対応いたしますが、相談スペースが狭く、従事員やパソコン台数も少ないことから、**大変混雑し、長時間お待ちいただく**場合がございます。

ビエント高崎会場は、規模を拡大した申告相談会場となっておりますので、**極力、「ビエント高崎会場」をご利用**いただきますようお願いいたします。

なお、**確定申告に係る相談や申告書の作成**には、「**国税庁ホームページ**」が**大変便利**ですので、是非ご利用いただきますようお願いいたします。

